

固定資産税に関し、次に該当する方は、1月31日(水)までに手続きをお願いします。詳細は、お問合せください。

内 容	必要な手続き
納税義務者の方が亡くなった場合	町税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出
町外にお住まいの納税義務者の方が住所等を変更した場合	住所・氏名(所在地・名称)変更届の提出
納税通知書等の送付先を新たに指定、変更または廃止する場合	送付先指定届出書の提出
共有固定資産の共有代表者を変更する場合	共有代表者変更届の提出
登記されている家屋を取り壊した場合(滅失登記が令和5年中に未完了の場合のみ)	家屋滅失届の提出
登記されていない家屋を取り壊した場合	
登記されていない家屋を新築した場合 ※下記参照	家屋所有者届出書の提出
登記されていない家屋の名義を変更する場合 ※増築部分が未登録の場合、既存部分が登記済みであれば、提出は不要です。	未登記家屋所有者変更届出書の提出
家屋を令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に新築または増築し、町の家屋調査を受けていない場合	税務課への連絡
土地を新たに住宅の敷地として使用することとした場合	住宅用地申告書の提出
住宅の敷地としていた土地を別の用途で使用するこゝとした場合	
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修または長期優良住宅に係る固定資産税の減額の特例措置を受けようとする場合	各種申告書の提出 ※要件等については、お問合せください。
償却資産を所有している場合	償却資産申告書の提出

登記されていない家屋を新築した場合

「家屋」とは、次の3つの要件を全て満たすものをいいます。

- ① 屋根や壁が有り、風雨をしのぐことができること。(外気分断性)
※通気性を必要とする建物(例：車庫)など、壁が完全にふさがっていないものでも、外気分断性があると判断される場合があります。
- ② 永続的に、基礎などで土地に定着して使用できること。(定着性)
※コンクリートブロックの上に簡易な物置やコンテナを載せただけのものは、定着性がないものと判断します。
- ③ 居宅、作業所、貯蔵庫などの用途として使用できる状態であること。(用途性)

町有地売却のお知らせ

町が所有する土地を入札により売却します。詳細は、財政課窓口または町ホームページでご確認ください。

▶ 売却物件所在地

- ① 大磯町石神台一丁目984番17
 - ② 大磯町石神台一丁目948番19
 - ③ 大磯町月京131番8
- ※ 3筆一体での売却となります。

▶ 売却物件面積

- ① 219.88㎡ (宅地)
- ② 843.56㎡ (宅地) のうち持分667分の1
- ③ 70.44㎡ (宅地) のうち持分667分の1

▶ 最低売却価格

14,050,000円

▶ 入札参加申込み受付期間

1月22日(月)～2月2日(金)

▶ 受付場所

役場本庁舎3階財政課 ※ 申込書等を直接持参してください。

▶ 入札日 2月7日(水)

▶ 入札方法 一般競争入札

